

広報紀の川有料広告掲載取扱基準

平成29年4月1日

(趣旨)

第1条 この基準は、紀の川市広告事業実施要綱（平成19年紀の川市告示第5号。以下「要綱」という。）及び紀の川市広告事業実施基準に基づき、広報紀の川（以下「広報紙」という。）への有料広告（以下「広告」という。）掲載の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(広告の寸法、掲載位置等)

第2条 広告の寸法及び掲載位置は次に掲げるとおりとする。

- (1) 広告の寸法は、1件当たり縦45ミリメートル、横89ミリメートルとする。
また2件（スペース）を1広告とする場合の広告寸法を、縦45ミリメートル、横182ミリメートル又は、縦97ミリメートル、横89ミリメートルとし、4件（スペース）を1広告とする場合の広告寸法を縦97ミリメートル、横182ミリメートルとする。
- (2) 広告の掲載位置は、暮らしの情報の左ページの下2段とし、広告数を1ページにつき4件（スペース）を最大数とし、合計8件（スペース）を1月の最大数とする。
- (3) 市長が必要と認めた場合は、1ページに隣り合う2件（スペース）又は4件（スペース）を1広告として掲載できるものとする。
- (4) 申込みのあったそれぞれの広告の掲載位置は、広報紙制作担当課で決定する。

(広告掲載希望者の募集)

第3条 広報紙及びホームページ等により、広告の掲載希望者を公募するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人等に対し広告掲載の案内をすることができる。

(広告掲載の申込み)

第4条 広報紙に広告を掲載しようとする者（以下「申請者」という。）は、紀の川市有料広告掲載申込書（様式第1号）に掲載しようとする広告原稿等を添えて、掲載を希望する月の2月前の25日までに、市長に提出しなければならない。

- 2 広告の申込みは、1月につき1件とする。ただし、同一広告原稿において、連続する複数月の申込みをすることができる。
- 3 連続する複数月の掲載を申込み場合は、12月を越えてすることができない。

(広告掲載の決定)

第5条 市長は、前条に規定する広告掲載の申込みがあったときは、要綱による審査を経て、当該広告の掲載の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を申請者に紀の川市有料広告

掲載決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（掲載の優先順位）

第6条 掲載の優先順位は、以下のとおりとする。

- （1）既に掲載決定済みの広告
- （2）紀の川市内に事業所（本店・支店・営業所を含む。）がある法人
- （3）掲載件数（2件（スペース）を1広告の場合は2件とする）の多い順とし、掲載件数が同一の場合は、連続月掲載数の多い順とし、それでも同一の場合は、抽選により決定する。

（広告掲載料）

第7条 広告掲載料は、1月1件当たり20,000円とする。

（広告掲載料の割引）

第8条 広告掲載料は、一の申込みで3件（スペース）から5件（スペース）の申込みの場合は、1件当たり16,000円とし、6件（スペース）以上の申込みの場合は、1件（スペース）当たり14,000円とする。

（広告掲載料の納入）

第9条 広告掲載料は、掲載の決定後、掲載前月の10日までに全額納入しなければならない。ただし、市長が認めたときは、この限りでない。

（広告掲載料の還付）

第10条 既納の広告掲載料は、原則として還付しない。ただし、市長は、申請者の責めによらない事由により、広告を掲載することができなかつたときは、既納の広告掲載料を還付するものとし、その他の責任を負わないものとする。

（申請者の責任等）

第11条 広告の内容に関する責任は、申請者が負うものとする。

2 広告原稿等の作成経費は、申請者の負担とする。

（広告掲載の取消し）

第12条 市長は、次の場合は、広告の掲載を取り消すことができる。

- （1）指定する期日までに広告掲載料を納入しなかつた場合
- （2）広告主又は広告内容が不相当と判断した場合
- （3）広報紙の編集・発行上支障がある場合

附 則

この基準は、平成19年2月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日）

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月26日）

この基準は、平成21年1月1日から施行する。

附 則（平成29年3月13日）

この基準は、平成29年4月1日から施行する。